令和３年６月２５日
５　－　Ａ　会　議　室

秋田市教育委員会
令和３年６月定例会
（事前配付資料）

【資料目次】

付議案件

議案第９号　秋田市文化財保護審議会委員の委嘱に関する件　…１

教育長等の報告

(1) 第２次秋田市文化振興ビジョンについて　…２
(2) 第４次秋田市スポーツ振興マスタープランについて　…４
(4) フッ化物洗口事業実施における検証結果の概要について　…５
(5) 学校適正配置に関する地域協議の開催状況等について　…７
(6) 中央図書館明徳館の臨時休館について　…９

定例会資料：議案第９号
令 和 ３ 年 ６ 月 ２ ５ 日
文　化　振　興　課

議案第９号

秋田市文化財保護審議会委員の委嘱に関する件

秋田市文化財保護条例（昭和36年秋田市条例第23号）第３条第３項の規定に基づき、秋田市文化財保護審議会委員を次のとおり委嘱する。

令和３年６月25日提出

秋田市教育委員会
教育長　佐　藤　孝　哉

氏名	専門分野	役職名等
鎌　田　幸　男	民　俗	ノースアジア大学特任教授
小笠原　　光	美　術	元公益財団法人平野政吉美術財団理事
半　田　和　彦	歴史資料	元秋田県立図書館館長
金　　清一郎	歴史資料	元雄和市民協議会会長
澤　田　　享	建造物	秋田公立美術大学教授
池　田　吉　男	工　芸	日本美術刀剣保存協会秋田県支部理事
蒔　田　明　史	動植物	秋田県立大学教授
井　上　　豪	仏　像	秋田公立美術大学教授
椙　本　歩　美	民俗･伝統文化継承	国際教養大学准教授
高　橋　　学	史跡・考古	秋田考古学協会会長

任期は、令和３年７月１日から令和５年６月30日までとする。

提案理由
文化財保護審議会委員の任期が令和３年６月30日をもって満了するため、新たに委員を委嘱しようとするものである。

定例会資料：報告(1)
令和３年６月２５日
文　化　振　興　課

第２次秋田市文化振興ビジョンについて

現行の「秋田市文化振興ビジョン」が令和４年３月で計画期間を終了することから、令和４年４月から令和９年３月までの５年間を計画期間とする「第２次秋田市文化振興ビジョン」を策定する。

１　策定の考え方

(1) 第１４次秋田市総合計画との一体的な計画

総合計画に基づく文化施策の部門別計画として、第１４次秋田市総合計画と一体的な計画とする。

(2) 総合的な文化施策の推進

文化芸術基本法の改正（平成２９年６月）において新たに盛り込まれた基本理念である、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各分野における施策との有機的な連携のもと、総合的な文化施策の推進を図る計画とし、文化芸術基本法第７条の２に規定する「地方文化芸術推進基本計画」として位置付ける。

(3) コロナ禍における文化施策

ウイズコロナの時代における文化活動の継続や再開、新たな活動の展開に役立つ文化施策の推進を図る計画とする。

２　計画の構成

現行ビジョンの構成「①基本方針、②目標、③市の役割、④重点施策と取組、⑤施策体系、⑥各施設の取組」を継承しながら、上記「１の策定の考え方」を反映するとともに、各年度における具体的な事業については年度毎に集約し、別冊として取りまとめる。

３　検討体制

(1) 庁内委員会

関係課所室と連携し、ビジョン策定に必要な協議、総合的な文化施策の検討を行い、原案等を作成する。

(2) 秋田市文化振興審議会

有識者や各種団体の代表等で構成される秋田市文化振興審議会において意見を聴取し、原案等を作成する。

(3) 各種意見聴取

第１４次秋田市総合計画策定において実施したしあわせづくり市民意識調査の結果を踏まえつつ、文化団体やイベント参加者等へのアンケートやヒアリングなどを行うとともに、原案についてのパブリックコメントを実施する。

４　スケジュール

	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月
教育産業委員会 教育委員会	意見聴取						意見聴取			報告
文化振興審議会	意見聴取			意見聴取		意見聴取				報告
庁内委員会		第1回		第2回				第3回		
改訂作業	方向性等	素案作成			原案作成		パブリックコメント	最終案作成		

計画の構成（案）

構成	内容	現行ビジョン	主な検討事項
基本方針	本市の文化振興に関する基本的施策に係る方針を定める。	市民一人ひとりの心に豊かさとうるおいをもたらす市民文化の向上と創出に努め、文化をいかした魅力あるまちづくりを目指します	基本方針は秋田市総合計画と一体的なものとして定めることとしており、第１４次秋田市総合計画基本構想において文化施策の基本的な考え方を示した将来都市像５「人と文化をはぐくむ誇れるまち」をベースに定める。
目標	基本方針に基づく施策の目標を定める。 秋田市総合計画基本構想を踏まえ定める。	・文化の力により市民一人ひとりの心に豊かさとうるおいをもたらす社会の実現 ・歴史や文化をいかした魅力あるまちづくり	第１４次秋田市総合計画基本構想の将来都市像５では、コロナ禍における文化団体等の活動の継続や市民の創造力をいかすことなどが示されており、それら取組の方向を踏まえ定める。
市の役割	目標を実現するために市が果たすべき役割を定める。 文化振興条例第３条を踏まえ定める。	○市が担う役割 ・文化の推進にあたっての場、機会、情報の市民への提供 ・市民との協働による文化的視点に立った郷土のまちづくりの推進 ・市民の協力による優れた郷土文化遺産の保存、育成と次代への継承 ・本市の文化の振興に貢献する市民への奨励 ○市民が主体となって担う事項 ・自主的な郷土の市民文化の推進と創出 ・文化的な郷土のまちづくり推進への参加 ・優れた郷土の伝統文化の伝承	文化振興条例第３条に定める市の役割を踏まえるとともに、文化芸術基本法の改正趣旨である関連分野との連携による総合的な文化施策の推進等の考え方を「重点施策と取組」に反映する方向性を整理する。
重点施策と取組	文化振興において柱となる重点施策と主な取組を定める。	Ⅰ　文化・芸術活動の充実 Ⅱ　文化・芸術活動のための環境の整備 Ⅲ　文化財の保存と活用の推進 Ⅳ　文化による都市の魅力向上	関連分野との連携による総合的な文化施策の推進やデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）などの方向性を踏まえながら、 Ⅰ、Ⅱの文化・芸術活動については、コロナ禍での文化活動の継続や新たな活動の展開に関することを盛り込む。 Ⅲの文化財の保存と活用の推進については、現在策定作業中の「文化財保存活用地域計画」との整合を図る。 Ⅳの文化による都市の魅力向上については、第１４次秋田市総合計画において新たに戦略に盛り込まれた「新しい価値を生み出す文化創造のまちづくり」などを盛り込み、拡充する。
施策体系	総合計画に基づく部門別計画として、文化振興施策を体系化する。	総合計画・将来都市像５ － 基本方針－目標－市の役割 － 重点施策と取組－各施設の取組	文化芸術基本法との対比ができる施策体系図として整理する。
各施設の取組	各文化施設の基本的方針と主な取組を記載する。	各文化施設の基本的方針と主な取組を記載 （秋田城跡歴史資料館、千秋美術館、赤れんが郷土館、民俗芸能伝承館、佐竹史料館・久保田城御隅櫓・御物頭御番所・旧黒澤家住宅、文化会館）	新たに開館した秋田市文化創造館や来年度開館予定のあきた芸術劇場などのほか、文化活動が行われる様々な施設の情報を盛り込み、文化活動に役立つ内容に拡充する。 各施設の情報のほか、新型コロナウイルス感染症対策など、文化活動に役立つ情報の掲載も検討する。
年度事業計画	各年度における具体的な事務、事業について年度ごとに集約し別冊として更新する。	各年度における具体的な事務、事業について年度ごとに集約し別冊として更新する。	現行ビジョンと同じく、別冊として毎年度の取組をまとめる。

定例会資料：報告（2）
令 和 ３ 年 ６ 月 ２ ５ 日
ス ポ ー ツ 振 興 課

第４次秋田市スポーツ振興マスタープランについて

現行の「第３次秋田市スポーツ振興マスタープラン」が令和４年３月で計画期間を終了することから、令和４年４月から令和９年３月までの５年間を計画期間とする「第４次秋田市スポーツ振興マスタープラン」を策定する。

１　策定の考え方

(1) 第１４次秋田市総合計画との一体的な計画
本プランは、スポーツ基本法第10条に規定する「地方スポーツ推進計画」として、第１４次秋田市総合計画を上位計画とし、同計画と一体的な計画とする。

(2) 他の計画との関連性の確保
国、県が策定するスポーツ振興計画および庁内の各計画（秋田市教育ビジョン、秋田市障害者プラン、健康あきた市21など）を関連計画と位置づけ、策定する。

(3) 市民アンケートおよび社会環境の変化に対応した計画
令和２年度に実施した「スポーツ振興に関する市民意識調査」の結果および新型コロナウイルスやＩＴ技術などの社会環境の変化に対応した計画とする。

２　計画の構成

現計画と同様に「①基本方針、②基本的施策、③具体的な取組」の３層構造により構成することとし、各種スポーツ施策を総合的かつ計画的に推進するため、「①基本方針、②基本的施策」は現計画を継承しつつ、「③具体的な取組」について、上記「１の策定の考え方」を踏まえ、新たな取組の追加等を行う。

３　検討体制

(1) 庁内連絡会
各部の連絡調整課および教育委員会総務課で構成する連絡会を開催し、庁内の各関連計画と整合させた素案を作成する。

(2) 有識者による策定検討委員会
有識者や各種団体の代表等で構成される検討委員会において意見を聴取し、原案を作成する。

(3) 各種意見聴取
原案策定後、スポーツ推進委員連絡協議会、秋田市体育協会加盟団体および教育委員会から意見聴取するほか、パブリックコメントを実施し、市民からの意見を聴取する。

４　スケジュール

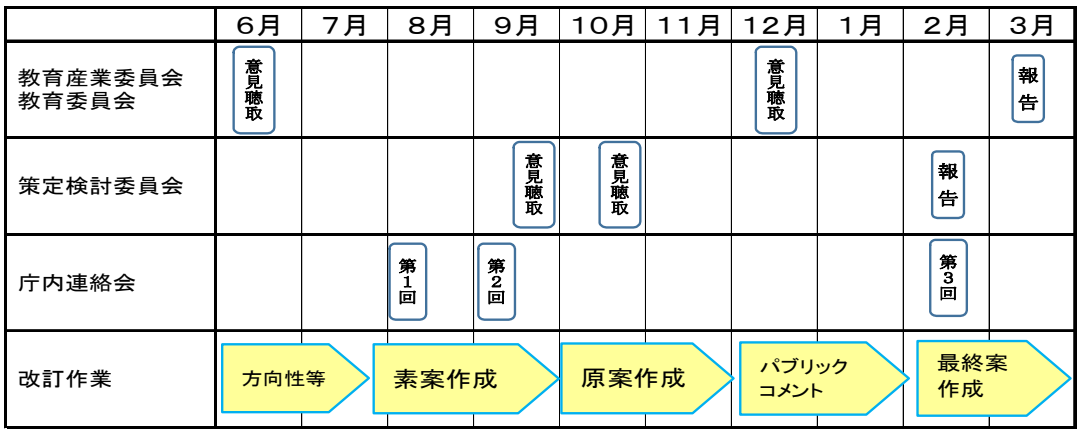

定例会資料：報告(4)
令和３年６月２５日
教育委員会学事課

フッ化物洗口事業実施における検証結果の概要について

本市では、小中学校において、児童生徒のむし歯予防対策の推進と自らの健康に関する意識の向上を図ることを目的に、平成２３年度からフッ化物洗口事業を実施している。

令和２年度末に卒業した中学校３年生が、小学校入学後９年間継続して事業に参加したことから、事業効果等について検証を行った。

１　平均むし歯本数の推移について

中学１年生の平均むし歯本数は、フッ化物洗口事業を実施する前の平成２２年度には、全国平均を大きく上回る２．１本であったが、令和２年度には０．５９本まで減少した。

中学校１年生の平均むし歯本数～平成 22 年度～令和２年度学校保健統計調査より～

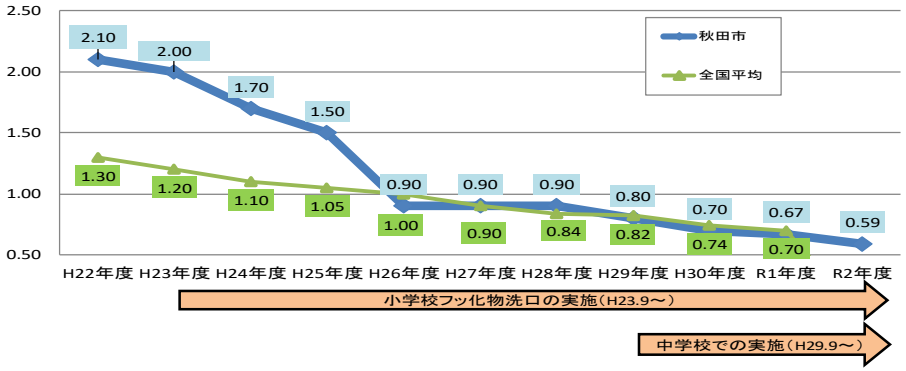

平成２９年度から、フッ化物洗口事業の対象を中学生まで広げた。

中学３年生の平均むし歯本数は、事業を実施する前の平成２８年度には、１．３６本であったが、令和２年度には０．９本まで減少した。

中学校３年生の平均むし歯本数の推移

年度	H28	H29	H30	R１	R２
秋田市	1.36	1.40	1.34	1.05	0.90
秋田県	1.38	1.34	1.05	1.00	-

上記のデータから、フッ化物洗口を継続して実施することによるむし歯予防の効果は大きいと考えられる。

２　事業環境の整備とその効果について

・秋田県薬剤師会等の関係機関に、洗口薬剤の管理等を委託するとともに、教育委員会で洗口用具を定期的に交換するなど、安全な事業環境の整備に努めた。

・歯科衛生士や学校歯科医による訪問指導のほか、フッ化物洗口マニュアルや啓蒙動画の作成等により事業効果を高める環境を整えた。

フッ化物洗口事業の参加率

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	Ｒ１	Ｒ２
小学校	88.3	87.4	87.4	89.0	90.4	90.4	92.4	92.4	92.7	92.9
中学校	－	－	－	－	－	－	67.9	82.2	86.8	89.2

令和２年度の参加率は、小学校で９２．９％、中学校で８９．２％となっており、年々上昇している。

関係機関と連携し、事業環境の整備に努めたことが、児童生徒や保護者の安心感に繋がり、参加率が向上したものと考えられる。

３　保護者アンケートについて

令和２年度末に、全ての児童生徒の保護者を対象に、フッ化物洗口に関してのアンケートを実施した。

フッ化物洗口を学校で行うことについて

・参加している児童生徒の保護者

学校で実施してほしい	96.0%
学校ではなく家庭で行うべき等	4.0%

・参加していない児童生徒の保護者

学校で行うことはかまわない	81.9%
学校ではなく家庭で行うべき等	18.1%

多くの保護者が学校での実施を望んでおり、参加していない児童生徒の保護者からも事業の実施について一定の理解が得られている。

４　事業検証の結果と今後の方向性

フッ化物洗口を継続して行うことは、むし歯予防効果が高く、強化された歯質を成年期、老年期と生涯に渡って引き継ぐことになるため、成長期におけるフッ化物洗口は効果的である。

また、身近な題材である歯･口の健康づくりを通じて、生活習慣が要因となる疾病対策に取り組むことは、子ども自身の健康意識の高まりにつながっている。

多くの保護者も事業継続を望んでおり、一人でも多くの児童生徒が生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、今後も事業を継続していく必要がある。

定例会資料：報告（5）
令和３年６月２５日
学校適正配置推進室

学校適正配置に関する地域協議の開催状況等について

秋田市小・中学校適正配置基本方針に基づき、地域ブロック協議会において、学校統合の方向性（学校の組合せ）が決定した地域については、学校統合検討委員会で統合の可否を検討している。

また、検討委員会において、学校統合の合意が得られたところについては、学校統合準備委員会で、統合の実施に向けた具体的な準備作業を行っている。

１　学校統合検討委員会の開催状況等

(1) 第４回土崎小、土崎南小学校統合検討委員会【５月２８日(金)開催】

ア　主な意見等

・小委員会でとりまとめた、中学校の統合を待たずに小学校の検討を進めるということについては、尊重したい。
・中学校の統合が決まっていない中で、２校が統合した場合、土崎中と将軍野中にわかれて進学することを避けるため、学区の見直しもあわせて検討したい。
・学区内の地区ごとの児童数がわかるような資料を教育委員会から作成してもらい、それを基に、小学校の検討を進めたい。

イ　今回の委員会での確認事項

・小委員会のとりまとめを尊重し、中学校の統合を待たずに小学校の検討を進める。
・小委員会と教育委員会で調整し、学区内の地区ごとの児童数がわかる資料を作成し、それを基に、次回、学区を見直すのかどうかの検討を行う。

２　学校統合準備委員会の開催状況等

(1) 第３回秋田西中、豊岩中、下浜中学校統合準備委員会【５月３１日(月)開催】

ア　主な確認事項

・スクールバスとして活用するマイタウン・バスの運行ルートの延伸や土日祝日、長期休業中の使用について、現在の検討状況を確認し、ＰＴＡで意見集約する。
・各地域の伝統文化の継承については、地域、ＰＴＡと学校が連携しながら、検討を進める。
・次回は、閉校記念事業等について、地域、ＰＴＡの要望や意見を踏まえ、協議する。

３　今後のスケジュール

(1) 学校統合検討委員会

開催日	学校統合検討委員会	地域
６月29日(火)	第２回広面小、太平小、下北手小学校統合検討委員会	東部
７月２日(金)	第１回土崎中、将軍野中学校統合検討委員会	北部
７月５日(月)	第３回浜田小、豊岩小、下浜小学校統合検討委員会	西部
７月８日(木)	第１回秋田北中、飯島中学校統合検討委員会	北部
７月12日(月)	第１回旭北小、旭南小学校統合検討委員会	中央
７月16日(金)	第４回飯島小、下新城小、金足西小学校統合検討委員会	北部
７月下旬以降	第１回築山小、中通小学校統合検討委員会	中央
	第５回土崎小、土崎南小学校統合検討委員会	北部

(2) 学校統合準備委員会

開催日	学校統合準備委員会	地域
７月27日(火)	第２回太平中、下北手中、城東中学校統合準備委員会	東部
８月以降	第４回秋田西中、豊岩中、下浜中学校統合準備委員会	西部
	第５回上新城小、飯島南小学校統合準備委員会	北部

※上記地域協議については、進捗状況により、順次、開催する。

定例会資料：報告（6）
令和３年６月２５日
中央図書館明徳館

中央図書館明徳館の臨時休館について

１　休館について

(1) 休館施設
　中央図書館明徳館

(2) 休館目的
　館内の自動火災報知設備更新工事を実施するため
　※臨時休館中は、火災報知設備が機能しないことから、法令により開館できないこととなっている。

(3) 休館期間
　令和３年７月１６日（金）から同年８月３日（火）まで

２　工事内容

工期は、令和３年５月１９日（水）から９月１７日（金）まで。施工主は、(株)ヌノタニ（本社：秋田市飯島）
①自動火災報知設備の防災監視盤の更新
②非常放送機の更新
③感知器（145個）の更新（天井設置のため、足場を組んで交換する作業を伴う）

３　周知方法について

(1) 館内掲出
　正面玄関掲出、貸出し時の印刷物配布など

(2) 館外周知
　ウェブサイト、広報あきた７月２日号、さきがけ広報板７月12日予定

(3) 小中学校への対応
　夏休み期間中に休館となるため、資料展示の開始日を通常より早めるとともに、学校を通じて配布する印刷物とノーツ小中学校掲示板に休館日情報を掲載することで広く周知する。

４　その他

(1) 返却については、明徳館の返却ＢＯＸでの返却が可能であることを周知する。
(2) 図書貸出期限を８月中旬まで延長する（通常２週間）。